

宿泊約款

(2024年4月15日施行)

(約款の適用範囲)

第1条

- The OneFive Osaka Namba Dotonbori** (以下、当ホテルという) が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。なお、お客様から提供いただいた個人情報、原則、お客様の承諾なく第三者に開示することは一切ございません。ただし、以下の場合には、お客様の個人情報を第三者に開示することがあります。
 - 警察や裁判所等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けたとき。

(2) その他、お客様・当ホテル・第三者にとって重大かつ緊急の必要があるとき。

3. 宿泊客の個人情報とは社の定める個人情報保護方針を遵守し、法令に基づいて取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の全期間の販売価格を、当ホテルが指定する日までに申込金としてお支払いいただく場合があります。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき販売価格に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合又は当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、次に掲げるいずれかに該当するか、又は宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (ハ) 宿泊しようとする者が法人でその役員の中に暴力団員に該当する者のあるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解

消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

- (7) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第 5 条の 2

宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条

1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、第 18 条 別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

(当ホテルの契約解除権)

第 7 条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が次に掲げるいずれかであると認められるとき、又は宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(イ) 宿泊客の中に暴力団等反社会勢力である者がいるとき。

(ロ) 宿泊客が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

(ハ) 宿泊客が法人でその役員の中に暴力団員に該当する者のあるとき。

(2) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(3) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

(4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

(5) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 客室、バルコニー、非常階段等のホテルの全ての敷地内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

3. 当ホテルは宿泊客が到着日の 18 時までには連絡をしないで到着が遅くなったときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(宿泊契約解除の説明)

第 7 条の 2

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約解除した場合、その理由の説明を求められます。

(宿泊の登録)

第 8 条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

(客室の使用時間)

第 9 条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、到着日の午後 3 時から翌日の午前 10 時までとします。出発日の午前 11 時を過ぎても退室されない場合は別途 1 泊分の料金が発生します。

(利用規則の遵守)

第 10 条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条

当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内致します。

1. フロントの営業時間は、毎日 24 時間営業します。
2. 施設サービス時間 ホテルインフォメーションをご覧ください。

(料金の支払い)

第 12 条

1. 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード等に

より、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

2. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を宿泊契約の 1 泊目の宿泊料金を上限として賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から消防法令を遵守している認定を受けておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限りの同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、予約契約時の 1 泊目の宿泊料金を上限として補償料を宿泊客に支払い、その補償料をもって損害補償の全額とします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条

1. 宿泊客等のホテル利用者が持ち込んだ物品又は現金等の貴重品について、当ホテルは預かりサービス等の取扱いを一切しません。物品または現金等の貴重品がホテル敷地内で損害を受けた場合であっても、理由の如何に因

らずホテルは一切の賠償をしません。

2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。手荷物には、物品または現金等の貴重品を含まないものとし、宿泊客が当ホテルに告知することなく貴重品を当ホテルに預けた場合、当ホテルは一切の責任を負いません。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに残っていた場合は、原則廃棄物として処理し、一切の保管義務はないものとしします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の処理について、当ホテルは概ね 7 日間以内に廃棄するものとしします。廃棄が通常の当ホテルの清掃業務の範囲で処理できない場合、発生した費用を宿泊契約者に請求します。

(宿泊客の責任)

第 18 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
2. ルームキー紛失の場合、1 枚につき 3,000 円申し受けます。
3. 宿泊客の故意又は過失により客室内において器物汚損や破損が生じた場合、原状に復するための清掃代、修理代、及びその他売り止めに伴う損害金をお支払いいただきます。
4. 残置物の処分又は保管に費用が発生する場合、その実費をお支払いいただきます。

別表第1 宿泊料金等の算定方法（第3条第2項及び第12条第1項関係）

支払うべき総額：適用期間の販売価格（室料）

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知日	不泊	当日	前日
違約金比率	100%	100%	100%

（注）

1. %は販売価格（室料）に対する違約金の比率です。

以上

(施設利用規則)

当ホテルでは、お客様に安全且つ快適にご利用いただくために、次のとおり施設利用規則を定めておりますので、ご遵守いただきますようお願い申し上げます。

1. 適用範囲

当ホテルの全施設（ご宿泊施設、クローク、ロビー、敷地等すべて含みます。以下総称して「当ホテル内諸施設」といいます。）ご利用の来館者に適用させていただきます。ただし、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。

2. 火災予防及び保安に関すること

- (1) 敷地内は喫煙可能な客室、客席以外、全面禁煙となります。
- (2) バックヤード、非常階段、機械室などお客様用以外の施設に立ち入らないで下さい。

3. お預かり品、お忘れ物等の取り扱いに関すること

- (1) お預かり品の保管は行いません。
- (2) お忘れ物、拾得物の処置は法令に基づいてお取扱いさせていただきます。ただし、客室内を含む敷地内に放置された物品については原則廃棄物として処理します。

4. 反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること

- (1) 次に掲げる組織、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者。暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者。反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者。暴行、傷害、脅迫、威圧の不当要求及びこれに類する行為が認められる場合。心身耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難な場合や他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者。
下記 5 の「その他禁止事項」について、当ホテルより注意を受けて直ちにその行為を止めなかった者。
- (2) 前ないしに該当する場合は、その時点以降、一切のご利用をお断りさせていただきます。

5. その他禁止事項

- (1) 当ホテル内諸施設で、声高、放歌または喧騒な行為等、他のお客様のご迷惑となる行為。
- (2) 当ホテル内諸施設に、他のお客様のご迷惑になるものをお持込みになること。
犬、猫、小鳥等の動物、ペット類全般（但し、盲導犬、介助犬等は除く）。
発火、または引火しやすい火薬や揮発油類、危険性のある製品、悪臭を発するもの、著しく多量な物品、その他法令で所持を禁止されているもの等。
- (3) 当ホテル内諸施設で、賭博や風紀、治安を乱すような行為。
- (4) 当ホテル内諸施設で許可なく広告・宣伝物の配布や物品の販売、営業行為等を行うこと。
- (5) 当ホテル内諸施設で許可なくビラ等の配布、署名活動等の行為を行うこと。
- (6) 廊下やロビーなどに所持品を放置すること。
- (7) 当ホテルの建築物や諸施設に傷や異物をつける等、現状に変更を加えたりすること。
- (8) スリッパ等のままで、客室からお出になること。
- (9) その他当ホテルが不相当と判断する行為。